

基金取扱規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人未来経営倍增ネットワーク（以下「当法人」という。）の定款第36条に基づき、当法人の基金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（基金の種類）

当法人への基金の拠出は、金銭に限るものとする。

第3条（基金の募集および拠出者の権利）

1. 当法人は、定款第36条に基づき、基金の募集、割り当て、払込み等の手続について、理事会の承認を得て定める。
2. 基金の拠出者は、定款第46条に規定する解散が行われるまで、基金の返還を請求することはできない。

第4条（基金の返還手続）

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で実施する。

第5条（代替基金の積立）

基金の返還に際しては、返還額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、この代替基金は取り崩さないものとする。

第6条（基金の利息）

当法人は、基金の返還に係る債権には利息を付さないものとする。

第7条（返還の免責）

当法人が基金の返還を行う場合には、基金管理簿に記載された氏名または名称及び住所宛にその旨を通知し、かつ、その基金の拠出者の指定する金融機関口座へ振込の方法により基金の返還を行えば、その基金に係る一切の債務について責任が免除されるものとする。

第8条（基金の管理）

当法人は、基金の募集の都度、基金管理簿を作成し、次の事項を登録する。

- (1) 基金の拠出者の氏名または名称及び住所
 - (2) 各拠出者が拠出した基金の額
2. 基金の拠出者は、基金管理簿に記載された氏名または名称及び住所に変更が生じた場合、直ちに当法人に通知しなければならない。

第9条（報告）

基金の利用実績および財務状況については、収支決算に基づき、社員総会へ報告し、その承認を得るものとする。

第10条（本規程の変更）

本規程は、理事会の決議を経て変更することができる。

附則

本規程は、2024年（令和6年）11月11日から施行する。

（改定履歴）

第1版 2024年11月11日制定